

横浜市情報公開・個人情報保護審査会答申
(答申第 4 9 5 号)

平成 1 9 年 5 月 2 5 日

横 情 審 答 申 第 495 号
平 成 19 年 5 月 25 日

横浜市長 中 田 宏 様

横浜市情報公開・個人情報保護審査会
会 長 三 辺 夏 雄

横浜市の保有する情報の公開に関する条例第19条第1項の規定に基づ
く諮問について（答申）

平成18年12月11日まち建審第542号による次の諮問について、別紙のとおり答申し
ます。

「別添文書において建築局中部建築事務所の森山浩係長が平成13年10月3日鶴
見区馬場の2棟の違反建築物の現場調査及び現場指導を行っているが、森山係長
が現場調査及び現場指導を行うことになった動機について記載した文書」の非開
示決定に対する異議申立てについての諮問

答 申

1 審査会の結論

横浜市長が、「別添文書において建築局中部建築事務所の森山浩係長が平成13年10月3日鶴見区馬場の2棟の違反建築物の現場調査及び現場指導を行っているが、森山係長が現場調査及び現場指導を行うことになった動機について記載した文書」を非開示とした決定は、妥当である。

2 異議申立ての趣旨

本件異議申立ての趣旨は、「別添文書において建築局中部建築事務所の森山浩係長が平成13年10月3日鶴見区馬場の2棟の違反建築物の現場調査及び現場指導を行っているが、森山係長が現場調査及び現場指導を行うことになった動機について記載した文書」（以下「本件申立文書」という。）の開示請求に対し、横浜市長（以下「実施機関」という。）が平成18年10月16日付で行った非開示決定（以下「本件処分」という。）の取消しを求めるというものである。

3 実施機関の非開示理由説明要旨

本件申立文書については、横浜市の保有する情報の公開に関する条例（平成12年2月横浜市条例第1号。以下「条例」という。）第2条第2項に規定する行政文書が存在しないため非開示としたものであって、その理由は次のように要約される。

- (1) 要望、陳情等に基づく建築物に関する現場調査は、指摘内容の事実確認を目的として行う。

鶴見区馬場の2棟の現場調査は、過去の建築確認処分に疑義があるとの情報に基づき、現地の状況を把握するために行っており、調査した建築物が建築基準法（昭和25年法律第201号）に違反している場合には、当時の建築局中部建築事務所が建築局建築指導部監察指導課に報告し、この報告に基づき当該課が是正措置に関する行政手続を行うこととしていた。

- (2) 建築物の調査は、上司の命令により「立入検査証」を有する職員が行う。書類としては、出張用件、出張先、交通手段等を市内出張命令簿に記載した後、職員が現場調査を行っている。

平成13年10月3日に当時の建築局中部建築事務所建築審査課検査係長（以下「検査係長」という。）が行った鶴見区馬場の2棟の現場調査については、市内出張命令簿が存在していたため開示しており、その他の調査に関する行政文書として異議

申立人（以下「申立人」という。）が主張する検査係長に業務命令を行うこととなった動機について記載した文書は、建築局中部建築事務所では作成していない。

したがって、申立人が主張する本件申立文書は、建築局中部建築事務所から機構改革により事務を引き継いだまちづくり調整局建築審査部建築審査課では保有しておらず、条例第10条第2項に基づいて非開示とした。

4 申立人の本件処分に対する意見

申立人が、異議申立書及び意見書において主張している本件処分に対する意見は、次のように要約される。

- (1) 本件処分の取消しを求める。
- (2) 申立人の開示請求に対して実施機関から送付されてきた非開示決定通知書の「根拠規定を適用する理由」において、「当該開示請求に係わる行政文書は、作成しておらず、又は取得しておらず、保有していないため」という理由で非開示になっているが、検査係長が平成13年10月3日鶴見区馬場の建築確認に基づく2棟の違反建築物の現場調査及び現場指導を行っていることから、検査係長が当該建築物の現場調査及び現場指導を行うための出張動機が存在しないことはありえないことから、「・・・行政文書は、作成しておらず、又は取得しておらず、保有していないため」という理由は、虚偽の理由といわざるを得ない。
- (3) 非開示理由に虚偽理由を記載した理由は、2棟の違反建築物の行政措置を長期にわたり、市当局が放置し、現在においても市当局は、不作為の違法行為を続行していることを隠蔽するための虚偽の理由であることが明白である。
- (4) 仮に、市当局の職員が何の動機、理由根拠もなく、何処へ出張することも許されるのであれば、空出張が罷り通り、出張旅費が市民の税金であることから公務員として許される行為ではなく、公務員として違法行為と言わざるを得ない。また、市民の税金の無駄使いであり、はなはだ遺憾である。
- (5) 本件のような案件を審査会に諮問を行う以前に中田市長は、市当局の職員の公務員としての意識改革を行うべきであると考える。
- (6) 以上のことから、申立人は、申立人が請求している本件申立文書が存在していると考え請求しているのである。

5 審査会の判断

(1) 本件申立文書について

開示請求書の記載及び申立人の主張から、検査係長が平成13年10月3日に鶴見区

馬場において現場調査・現場指導を行うことになった動機を記載した文書が本件申立文書であると解される。

(2) 本件申立文書の不存在について

ア 実施機関は、本件申立文書は作成していないと主張している。

イ 本件出張に関連して、当審査会は、平成17年10月27日の答申第418号（別添）において「検査係長に現場調査及び現場指導の業務を命令した業務理由を記載した文書」が存在しないため非開示とした実施機関の決定を妥当とするなど、複数の答申において実施機関の決定を妥当とする判断を行っている。

ウ 現場調査・現場指導を行うことになった動機とは、なぜ検査係長が鶴見区馬場に出張したのかということであり、結局のところ、なぜ検査係長を出張させたのかという答申第418号の現場調査及び現場指導の業務を命令した業務理由と同じものと解することができるから、当審査会としては、本件申立文書は答申第418号の対象行政文書と同一のものであると考える。また、本件申立文書を保有していないとする実施機関の状況については、同答申時と何ら変わるものではないと認められる。

(3) 結論

以上のとおり、実施機関が本件申立文書を存在しないとして非開示とした決定は、妥当である。

(第三部会)

委員 藤原静雄、委員 青木孝、委員 早坂禧子

《 参 考 》

審 査 会 の 経 過

年 月 日	審 査 の 経 過
平成18年12月11日	・実施機関から諮問書及び非開示理由説明書を受理
平成18年12月14日 (第98回第一部会)	・諮問の報告
平成18年12月26日 (第35回第三部会)	・諮問の報告 ・審議
平成18年12月27日 (第97回第二部会)	・諮問の報告
平成19年1月9日	・異議申立人から意見書を受理
平成19年2月16日 (第36回第三部会)	・審議
平成19年3月9日 (第37回第三部会)	・審議
平成19年3月19日 (第38回第三部会)	・審議

答申第418号（抜粋）

5 審査会の判断

(1) 本件申立文書について

平成13年10月3日に検査係長が鶴見区馬場に現場調査・現場指導のために出張していることが市内出張命令簿の記録から認められる。この現場調査・現場指導を検査係長に命令した業務理由を記載した文書が本件申立文書である。

(2) 本件申立文書の不存在について

ア 実施機関は、市内出張命令簿のほか調査に関する行政文書は作成していないとしている。

イ 横浜市職員出張及び旅費支給規程（平成12年10月達第22号）第2条第1項には、出張命令簿に「出張先、出張する具体的理由又は出張要件、出張帰着月日等を記入して、決裁を受けなければならない」と規定されている。この規定に基づき、市内出張命令簿が作成されているものである。

ウ また、当審査会では、答申第364号において、横浜市職員服務規程（平成4年3月達第3号）第10条では、「職員は、出張終了後、上司に随行した場合を除くほか、復命書を作成し、命令者に提出しなければならない。ただし、特別な場合又は軽易な場合は、口頭により復命することができる。」と規定されており、建築事務所では現場調査が日常的に行われていることから考えると、違反が認められないときは「軽易な場合」とであると実施機関が判断し、報告書を作成していないという取扱いが不合理であるとは認められないと判断している。また、同答申は、復命書を作成しない場合であっても、上司に口頭による復命を行う際に現場写真を用いることが考えられるため、現場写真を撮影したことが出張報告書の存在を示しているとは認められないと判断している。

エ 本件についても、平成13年10月3日の現場調査・現場指導については市内出張命令簿以外に調査を命令した業務理由を記載した文書は存在しないとする実施機関の説明に不合理な点は認められず、本件申立文書が存在していることを推認させる事情も認められない。

したがって、本件申立文書が存在しないとする実施機関の主張に不合理な点を認めることはできない。

なお、当審査会としては、上述のように、本件申立文書が存在しないことは既に答申した案件から明らかであるにもかかわらず、同様の開示請求及び異議申立てが繰り返されていることは誠に遺憾とするところである。したがって、実施機関におかれては、当審査会が本件で問題とされている建築物の建築法規違反等の有無にかかわる判断をする職責及び権限のないことを申立人に十分に説明し、条例の趣旨に即した開示請求等をするよう十分に指導されることを切に要望するものである。

(3) 結論

以上のとおり、実施機関が本件申立文書を存在しないとして非開示とした決定は、妥当である。